

公立大学法人広島市立大学職員の任期に関する規程

平成22年4月1日

規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）における任期を定めて雇用する職員（以下「任期付職員」という。）の任期その他必要な事項について定めるものとする。

(任期等)

第2条 任期付職員の教育研究組織、対象となる職、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 理事長は、前条の規定に基づき任期を定めて職員を雇用するときは、同意書（別記様式）により、当該職員の同意を得なければならない。

(再任の通知)

第4条 理事長は、任期付職員の任期の満了する日の8か月前までに、再任に関する方針を当該任期付職員に対し通知しなければならない。

(再任の申請)

第5条 前条の再任に関する方針の通知を受けた任期付職員は、その方針に照らし再任を希望するときは、理事長に対し任期が満了する日の6か月前までに、任期中における業績等に関する書類を添えて再任を申請しなければならない。

(再任の選考)

第6条 理事長は、任期付職員から前条の申請があったときは、任期が満了する日の3か月前までに、当該任期付職員の再任について選考を行うとともに、その選考の結果を当該任期付職員に対し通知しなければならない。

2 前項の選考に関する手続その他必要な事項については、公立大学法人広島市立大学職員選考規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第38号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、広島市立大学における教員の任期に関する規程（平成10年6月24日広島市立大学規程。以下「旧規程」という。）に基づき任期が定められていた者で、その任期が施行日以後に及ぶものについては、当該任期は、この規程により定められたものとみなす。この場合において、当該任期は、第2条本文の規定にかかわらず、旧規程に基づき定められた任期の残任期間とする。

3 前項の場合において、旧規程第3条の規定によりなされた同意は、第3条の規定によりなされた同意とみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において本法人に在籍していた任期付教員に係る任期に関しては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例（第2条ただし書に規定する任期付職員が任期の中途において就業規則第41条に規定する育児休業の適用を受けた場合における当該任期付職員の任期に関する事項を除く。）による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	対象となる職	任期	再任
国際学部	助教	5年	再任を妨げない。 ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は3年とする。
情報科学研究科	助教	5年	再任を妨げない。 ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は3年とする。
芸術学部	講師	5年	再任は不可とする。
	助教	3年	再任を妨げない。 ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は1年とする。
広島平和研究所	講師	5年	再任を妨げない。 ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は3年とする。
	助教	3年	再任を妨げない。 ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。

公立大学法人広島市立大学職員の任期に関する規程

別記様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

（あて先）公立大学法人広島市立大学理事長

氏名



私は、公立大学法人広島市立大学職員の任期に関する規程に基づき、下記に定める任期により公立大学法人広島市立大学職員として雇用されることに同意します。

記

任期

年 月 日 から 年 月 日 まで